

# 総合計画策定支援業務委託プロポーザル評価基準

(令和7年4月9日決裁)

## 1 位置づけ

この基準は、総合計画策定支援業務委託プロポーザル選考委員会が総合計画策定支援業務委託の受託候補者を選定するための評価の基準等について示すものである。

## 2 評価方法及び受託候補者の選定

受託候補者の選定は、企画提案書やヒアリングの内容を踏まえ、別表「評価基準表」に基づく選考委員会の各委員の採点により、次の選定順に従い順次選定する。ただし、採点した委員の平均得点が126点に満たない場合は、不適格とみなして受託候補者としてしないものとする。

<選定順>

ア 過半数を超える委員から最高順位を得た者

イ アにより決しない場合、全委員の合計得点が最高得点者

ウ 最高得点者が複数ある場合は、企画提案に係る項目の評価点が最も高い者

エ ウが複数ある場合は、提案金額の最も安価な者

## 3 評価点

採点に当たっては、「評価基準表」に定める各項目の着眼点を踏まえ、次表に定める6段階の評価を行い、それぞれの区分に応じた評価点を算出するものとする。

評価段階	配点5点の場合	配点10点の場合	配点20点の場合
A 極めて優れている	5	10	20
B 優れている	4	8	16
C 普通（標準的）	3	6	12
D やや劣っている	2	4	8
E 劣っている	1	2	4
F 記述がない	0	0	0

## 4 留意点

評価は、プレゼンテーションにおける説明技術によらず、提案内容等の優劣をもって評価するものとする。

## 別表

## 評価基準表

大項目	小項目	評価の着眼点	配点
(1)実施方針	①本市の現況や施策等への理解度	・本市の現況や特性等をはじめ、本市が進めている施策等についての確に理解したうえで、取組方針等が定められていると認められるか。	10
	②策定方針への理解度	・「新たな総合計画策定方針」（参考資料）を踏まえ、取組方針等が定められていると認められるか。	10
	③若者の視点	・若者が関心を持ち、親しみやすいと感じられるような、具体的な手法や取組などが取組方針等に定められていると認められるか。	20
	④取組意欲・積極性	・先進的な手法の提案など、主体的かつ前向きな取組意欲が認められるか。	10
(2)業務遂行能力	①実施体制	・専門的知見やスキル等を有する人員が適切な役割分担のもと配置され、本業務を円滑に遂行できる実施体制が構築されていると認められるか。	20
(3)類似業務の実績	①総合計画策定業務等の実績	・企業として、地方公共団体における総合計画策定業務等に十分な実績を有し、本業務の確実な遂行に有効と認められるか。	10
	②配置予定者の実績、経験等	・配置予定者は、各種ワークショップにおけるファシリテーターなど、本業務を円滑に遂行するに足る実績、経験等を有しているか。	10
(4)企画提案内容	①次期計画策定支援	・各業務内容の遂行にあたり、効果的で、かつ、創意工夫がなされた手法が提案されていると認められるか。	10
	②「新たな総合計画策定市民会議」の		20

	運営		
	③「地区別ワークショップ」の運営		10
	④「あいづわかまつ若者会議」の運営		20
	⑤「子育て世代ワークショップ」の運営		20
	⑥タウンミーティングの開催支援		10
	⑦会津若松市総合計画審議会の開催支援		5
	⑧庁内における次期計画検討に係る会議の開催支援		5
	⑨次期計画書原稿の作成支援		10
(5)工程計画		・本業務の遂行に係るスケジュール、業務実施手順を示す作業フローなどの工程計画は的確であり、円滑な業務の遂行が見込まれるものか。	10
合計			210